

御老公の湯 境店 宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の住所・氏名及び電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表の基本宿泊料による)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合には、当施設は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約申し込みがあったとして処理します。

(宿泊契約締結の拒否)

第3条

- 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が当施設若しくは当施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (10) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させられる事ができないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、酔い、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (12) 宿泊しようとする者が、刺青・タトゥーがあるとき。

(当施設の契約解除権)

第4条

1. 当施設は次に上げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由、及び施設の故障その他やむを得ない事由により、宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客がでい酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊客が、暴力団等であるとき。
 - (7) 宿泊客が、暴力団等に事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (8) 宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (9) 宿泊客が、当施設若しくは当施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは合理的範囲を超える負担をようきゅうしたとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (10) 宿泊客が、当施設で定める利用規定の禁止事項に従わないとき。
 - (11) 寝室での消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (12) 宿泊客が、刺青、タトゥーがあるとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第5条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、つぎの事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第9条の料金支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨の代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第6条

1. 宿泊客が当施設の客室等を使用する時間は、午後3時から翌朝10時までとします。
2. 当施設は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室等の使用に応じることがあります。この場合には別に定める追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第7条

宿泊客は、当施設ににおいては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第8条

1. 当施設の主なサービスの営業時間は次のとおりとし、その他のサービス等の詳しい営業時間はフロント及び備え付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
午前11時～翌午前10時まで
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間
朝食 午前7時00分～午前9時30分まで
夕食 施設営業時間内にお取りください。
 - (3) 付帯サービス施設時間
入浴 温泉ですので随時入浴できます。ただし、午前0時～午前5時まで
午前10時～午前11時までの間は、清掃業務のため入浴できません。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(宿泊料金等)

第9条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(禁止事項について)

第10条

- 次に掲げる事項は、当施設において禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- (1) 盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み
 - (2) 発火又は引火性の物品の持ち込み
 - (3) 悪臭を発するものの持ち込み
 - (4) 賭博等風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動
 - (5) 備品類等の移動
 - (6) ご予約時の使用目的以外の利用
 - (7) 売掛の禁止
 - (8) その他法令で禁じられている行為

(ロッカー)

第11条

- (1) ロッカーには金銭その他の貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭、貴重品等の盗難については責任を負いかねません。所持品につきましては各自の責任において、施錠保管下さい。
当施設が緊急と認めた場合にはロッカーを開閉し点検する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
万一ロッカーのカギを紛失された場合は直ちにお届け下さい。なお、紛失による修理に要する費用は相応分を頂戴いたします。

(現金・貴重品の取扱い)

第12条

- (1) 当施設にご来場の方は、必要限度を著しく超えた現金、又はこれに類する貴重品の持ち込みは謹んで下さい。

- (2) 現金及び貴重品は、備え付けの貴重品ボックスに収納し、各自の責任において施錠保管して下さい。
- (3) お客様の保管不十分による紛失、盗難の事故については、その責任を当施設では、負いかねます。

(寄託物等の取扱い)

第13条

- (1) 当施設は、フロントにて現金及び貴重品のお預かりは、原則お断り致します。
- (2) 宿泊客がフロントにお預けになった物品(郵送物など)について、滅失、毀損等が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、その損害を賠償致します。ただし、当施設がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設規定額を限度としてその損害を賠償します。
- (3) 宿泊客が、当施設にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品に対し、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設規定額を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第14条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- (1) 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、当施設は原則として所有者にご連絡させて頂きます。所有者と連絡が取れず、当施設が貴重品と判断したものは、発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については、1ヵ月経過後処分致します。ただし、飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分致します。
 - (2) 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、当施設規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第15条

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設では場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償して頂きます。

(免責事項)

第17条

当施設内からコンピューター(電子機器等)通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当社及び第三者に責任が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

(約款の改訂)

第18条

この約款は、必要に応じて随時改訂することができるものとします。

この約款が改訂された場合、当施設は、改訂後の約款の内容及び効力発生日を当施設ホームページもしくは客室内に掲示するものとします。

(再来店拒否)

- (1) 代金の支払いをしなかった場合
- (2) その他本約款に違反した場合